

# 役員等の報酬規程

社会福祉法人札幌厚生会

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌厚生会(以下「法人」という。)の役員及び評議員、各種委員会等の構成員に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員、各種委員会等の執行の対価として支払われるものである。

## (評議員の報酬等)

第3条 評議員会が評議員会に出席したとき、また、評議員会以外の日において法人業務を行った場合、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合はその業務に対する報酬及び費用弁償は、支払わないものとする。

2 費用弁償の実績が、別表1の額を超える場合には、その実費とする。

## (理事の報酬等)

第4条 理事が理事会に出席したとき、また、理事会以外の日において法人業務を行った場合、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合はその業務に対する報酬及び費用弁償は、支払わないものとする。

2 費用弁償の実績が、別表1の額を超える場合には、その実費とする。

## (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務等を行った場合であっても、報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

2 監事が監査業務等(法人及び施設の指導監査への立会い、運営状況の指導、監査業務等)を行った場合は、別表1により要した費用を支払うことができる。

3 費用弁償の実績が、別表1の額を超える場合には、その実費とする。

## (苦情解決第三者委員の報酬等)

第6条 苦情解決第三者委員が、法人及び施設に係る苦情解決の業務を行った場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

## (適用除外)

第7条 職員で役員等を兼務する者は、この規程は適用しない。

## (委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第9条 本規程の改廃は、別表に定めた議決を経なければならない。

<別 表>

手 続	種類・名称
理事会において定めるもの	第三者委員等各種委員会の報酬等
評議員会において定めるもの	評議員の報酬等 理事の報酬等 監事の報酬等

<別表1>

(日額)

項 目	報 酬	費用弁償
第3条 (評議員関係)	10,000円	3,000円
第4条 (理事関係)	10,000円	3,000円
第5条 (監事関係)	10,000円	3,000円
第6条 (苦情解決第三者委員関係)	10,000円	3,000円

※その他、当法人の業務を行った場合にも別表1を適用する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

平成26年10月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正